

博多港の事業継続計画（博多港BCP）

令和 4年 3月

博多港事業継続推進協議会

目 次

1	基本方針	
1. 1	博多港の役割	1
1. 2	計画策定の目的	1
2	災害の想定	
2. 1	地震の設定	2
2. 2	津波の設定	3
2. 3	高潮の設定	3
2. 4	被害想定	4
2. 4. 1	地震による被害想定	4
	（1）係留施設	4
	（2）荷役機械	5
2. 4. 2	津波及び高潮による被害想定	6
2. 5	被害想定における発災後の被害状況時系列シナリオ(参考)	11
3	港湾機能の回復目標	
	（1）緊急物資受入輸送対応	12
	（2）油槽所対応	12
	（3）市営渡船対応	13
	（4）国際海上コンテナ輸送対応	13
	（5）上記以外の施設	13
	（6）流出油初動対応	13
4	実施体制	21
5	行動計画	
	（1）初動時対応	22
	（2）緊急物資輸送受入対応	23
	（3）油槽所対応	25
	（4）市営渡船対応	27
	（5）国際海上コンテナ輸送対応	29
	（6）情報発信	31
	（7）フェーズ別高潮・暴風対応計画(参考)	32
6	事前対策	33
7	教育・訓練	34
8	見直し・改善	34

1 基本方針

1.1 博多港の役割

博多港は、九州北部に位置し、「那の津」で知られたように、古くから我が国と大陸との交流の窓口として栄えた。明治32年に開港して以降、商港として着実に発展し、昭和26年には重要港湾に指定され、近代港湾への整備が本格化した。その後、周辺都市の経済成長とともに港勢を拡大し、平成2年には特定重要港湾に、平成23年には国際拠点港湾に指定され、九州・西日本の市民活動や経済活動を支える港として、重要な役割を果たしている。

1.2 計画策定の目的

港湾活動は、多岐に渡る関係者間のネットワークにより支えられており、地震、津波、台風及び高潮災害が発生した場合、行政機関、民間事業者等のさまざまなネットワークが途切れることにより、港湾機能の麻痺が生じる可能性が高い。

このため、港湾機能の早期回復を実現させるよう、災害発生時における関係者の行動や相互の関係を事前に協議しておく必要がある。

上記のことを踏まえ、「博多港の事業継続計画（以下、「博多港BCP」という）」では、警固断層等による地震及び津波が発生した場合に、二次被害の発生を抑えつつ、以下の重要機能の機能低下抑制及び早期機能回復を最優先に対応することを基本方針とする。

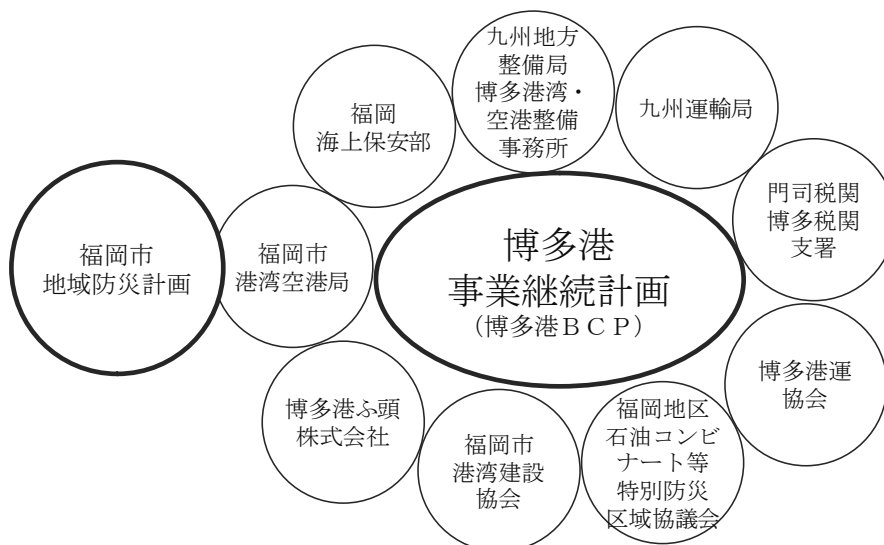
また、災害発生時には、福岡市地域防災計画（令和2年度版）に基づき行政機関が設置する災害対策本部の指示により、各活動を実施することとなる。

なお、博多港事業継続推進協議会では、各事業主体が事業継続できる状態であってはじめて災害時協定に基づく要請にも対応できるものと考えており、それぞれの震後行動計画策定についても推進、支援していく。

<博多港における重要機能>

- ①緊急物資輸送受入対応
- ②油槽所対応
- ③国際海上コンテナ輸送対応
- ④市営渡船対応

【博多港BCPのイメージ】
※博多港事業継続推進協議会の構成員



2 災害の想定（福岡市地域防災計画に基づいて想定）

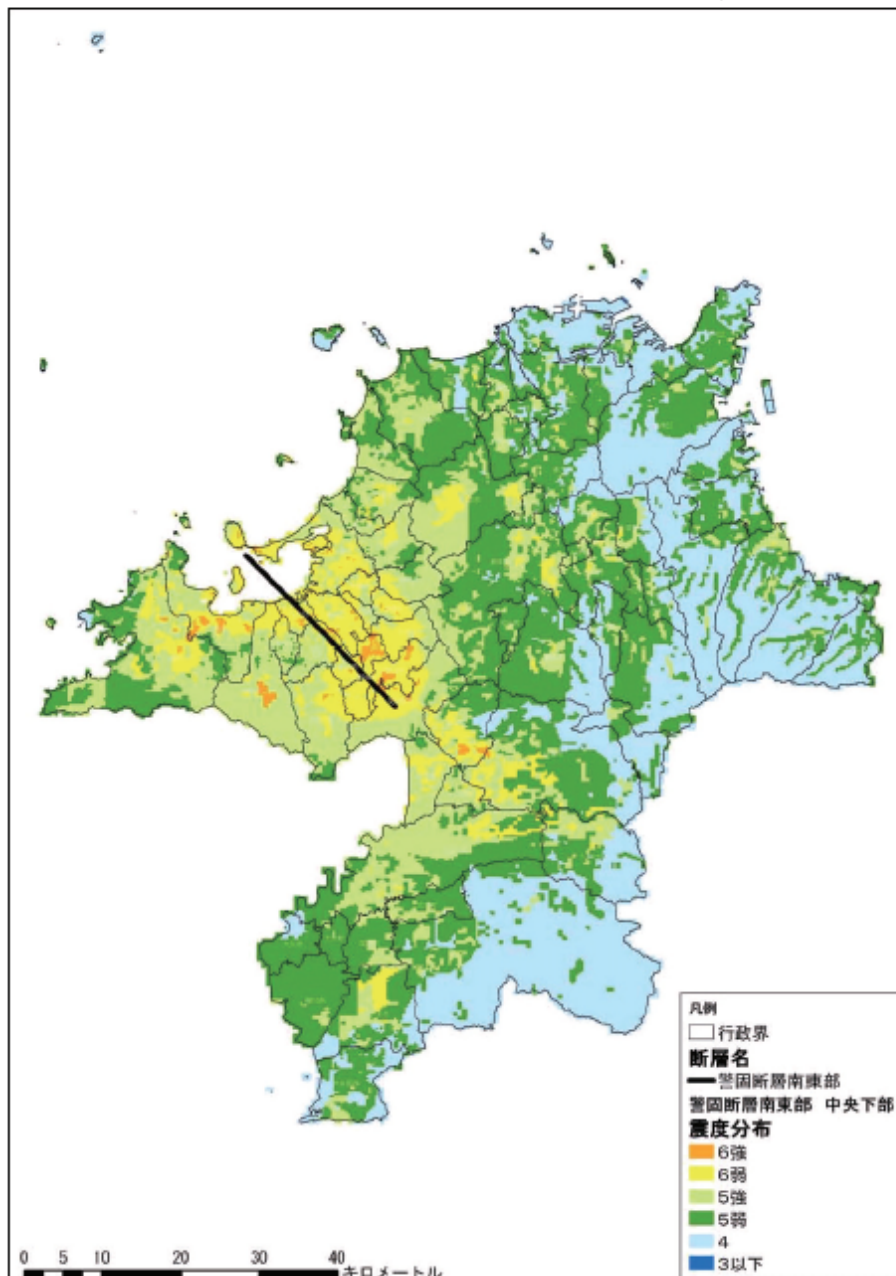
2.1 地震の設定

地震の規模については、国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震被害の事例や警固断層調査結果及び福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書に基づき、博多港に最も被害をもたらす警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2の地震を想定する。

< 警固断層南東部の概要 >

断層の長さ	2.7 km
マグニチュード	7.2
平均的な活動間隔	約3,100年～5,500年
最新の活動時期	約4,300年前～3,400年前
今後30年以内に地震が発生する確率	0.3～0.6%

【警固断層南東部（中央下部）：震度分布図】



2.2 津波の設定

津波想定は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成28年2月に福岡県が公表した「福岡県津波浸水想定」によるものとし、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定する。

対象とする津波断層モデル（波源）は、博多港に來襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波モデルについて、玄界灘沿岸の以下の2つの断層を波源とした津波を想定した。

①西山断層（「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成26年8月公表。国土交通省・内閣府・文部科学省）のF60）

②対馬海峡東の断層（福岡県の独自設定断層）

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8）の想定地震津波		対象津波	対馬海峡東の断層（福岡県の独自断層）	
マグニチュード	Mw=7.6		マグニチュード	Mw=7.4	
使用モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のモデル		使用モデル	佐賀県（H22）のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、福岡に影響の大きいF60（西山断層）を選定		説明	「新編日本の活断層、活断層研究会（1991）」を参考に断層位置を設定し、「佐賀県地震・津波等減災対策調査」（H22：佐賀県）においてその他パラメータを設定したモデル。	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布	
震源・地盤変動量					

2.3 高潮の設定

高潮想定は、平成27年5月に改正された水防法に基づき、平成30年6月に福岡県が公表した「福岡県高潮浸水想定区域図」によるものとし、想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合の浸水を想定する。

【条件設定】

- ・我が国既往最大規模の台風を想定（室戸台風相当の中心気圧（911hpa）と伊勢湾台風相当の移動速度及び半径）
- ・各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定
- ・高潮と同時に河川での洪水を考慮
- ・最悪の事態を想定し、護岸等の決壊を見込む

2.4 被害想定

2.4.1 地震による被害想定

(1) 係留施設

被害想定については、係留施設の構造が重力式、矢板式及び直立式では過去の被害例が圧倒的に多いことから下表のとおりとし、また、主に護岸へ接続している浮棧橋についても被害想定をランクⅣとする。

なお、構造が棧橋式については、最も被害が軽微と想定される耐震強化岸壁はランクⅠとし、耐震強化岸壁以外はランクⅡとして想定する。

地区	施設区分	名称	構造	水深(m)	延長(m)	備考	被害の程度
アイランドシティ	岸壁	IC1～4岸	重力式	-7.5	545		Ⅳ
		IC5岸	重力式	-11.0	190		Ⅳ
		IC6岸	棧橋式	-14.0	330	国際海上コンテナ輸送	Ⅱ
		IC7岸	棧橋式	-15.0	350	耐震強化岸壁	Ⅰ
		IC8岸	棧橋式	-15.0	210	耐震強化岸壁	Ⅰ
		計			1,625		
香椎パークポート	岸壁	香椎1～3岸	重力式	-7.5	390		Ⅳ
		香椎4～5岸	棧橋式	-13.0	600	国際海上コンテナ輸送	Ⅱ
		香椎6岸	重力式	-11.0	190		Ⅳ
		香椎7～9岸	重力式	-7.5	390		Ⅳ
		計			1,570		
箱崎ふ頭	岸壁	箱崎1～3岸	重力式	-7.5	390		Ⅳ
		箱崎4岸	重力式	-10.0	185		Ⅳ
		箱崎5岸	重力式	-12.0	240		Ⅳ
		箱崎6～11岸	矢板式	-7.5	780		Ⅳ
		箱崎12～13岸	棧橋式	-12.0	480		Ⅱ
	箱崎物専岸壁	矢板式	-10.0	360		Ⅳ	
	計			2,435			
東浜ふ頭	岸壁	東浜1岸	重力式	-4.5	200		Ⅳ
		東浜2～3岸	重力式	-5.5	510		Ⅳ
		東浜4～5岸	重力式	-7.5	700		Ⅳ
	計			1,410			
中央ふ頭	岸壁	中央3岸	重力式	-7.5	130		Ⅳ
		中央4岸	重力式	-9.0	220	国際海上コンテナ輸送	Ⅳ
		中央5岸	重力式	-10.0	269		Ⅳ
		中央6岸	棧橋式	-10.5	330		Ⅱ
		中央9～11岸	重力式	-7.5	390		Ⅳ
	中央12岸	重力式	-6.5	161		Ⅳ	
	物揚場	中央13岸	重力式	-4.0	244		Ⅳ
	計						
博多ふ頭	岸壁	博多2岸	重力式	-5.5	105		Ⅳ
		博多3岸	棧橋式	-7.5	147		Ⅱ
	浮棧橋	博多浮棧橋	—	-4.0	155		Ⅳ
	計			407			
須崎ふ頭	岸壁	須崎1岸	棧橋式	-7.5	130		Ⅱ
		須崎2～4岸	棧橋式	-12.0	553		Ⅱ
		須崎5～6岸	棧橋式	-7.5	260		Ⅱ
		須崎7～10岸	矢板式	-5.5	450		Ⅳ
		長浜1～2岸	棧橋式	-5.5	720		Ⅱ
	計			2,113			
荒津地区	護岸	荒津東護岸	直立式	—	362	油槽所	Ⅳ
		荒津東1号護岸	直立式	—	166		Ⅳ
		荒津北護岸	直立式	—	365		Ⅳ
		荒津西護岸	直立式	—	306		Ⅳ
	物揚場	荒津北物揚場	重力式	-4.0	198		Ⅳ
	計			1,397			
西戸崎地区	浮棧橋	西戸崎浮棧橋	—	—	72	市営渡船	Ⅳ
志賀島地区	浮棧橋	志賀島浮棧橋	—	—	53		Ⅳ
姪浜地区	浮棧橋	姪浜浮棧橋	—	—	55		Ⅳ
能古島地区	浮棧橋	能古島浮棧橋	—	—	45		Ⅳ
玄界島地区	浮棧橋	玄界島浮棧橋	—	—	40		Ⅳ
小呂島地区	浮棧橋	小呂島浮棧橋	—	—	40	市営渡船（漁港施設）	0

被害想定については、耐震強化岸壁に設置している免震機能を持つガントリークレーンをランクⅠとし、通常の栈橋構造の岸壁に設置しているガントリークレーン及びアンローダーはランクⅡとして想定する。

地区	施設区分	設置岸壁	基数	水深(m)	備考	被害の程度
アイランドシティ	ガントリークレーン	IC6岸	2	-14.0		Ⅱ
		IC7岸	3	-15.0	免震装置付き	Ⅰ
		IC8岸	1	-15.0	免震装置付き	Ⅰ
香椎パークポート	ガントリークレーン	香椎4～5岸	4	-13.0		Ⅱ
箱崎ふ頭	アンローダー	箱崎12～13岸	2	-12.0		Ⅱ
須崎ふ頭	アンローダー	須崎2～4岸	3	-12.0		Ⅱ

被害程度のランク付け

ランク	被害の状況	被害の程度
0	無被害	—
Ⅰ	本体には異常はないが、附属構造物に破壊や変状が認められるもの。	そのままの状態、あるいは簡単な手直しですぐ供用に耐えうる。
Ⅱ	本体にかなりの変状が起こったもの。	簡単な手直しですぐに供用に耐える～かなりの供用に耐えうる。
Ⅲ	形はとどめているが、構造物本体に破壊が起こったと認められるもの。	機能をまったく喪失している。
Ⅳ	全壊して形をとどめていないもの。	—

2.4.2 津波及び高潮による被害想定

最高津波及び最大規模の高潮が発生した場合、博多港内で最大の浸水深が3m以上の箇所も想定されることから、コンテナ等の蔵置貨物、係留船舶（漁船等）、流木等が航路、泊地、岸壁、野積場、臨港道路に散乱することが想定される。

●津波による影響開始時間、最高津波水位、最高津波到達時間

	西山断層			対馬海峡東の断層		
	影響開始時間 (分)	最高津波水位 (TPm)	最高津波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)	最高津波水位 (TPm)	最高津波到達時間 (分)
東区	7	2.6	110	111	3.4	152
博多区	35	2.4	42	177	2.3	234
中央区	32	2.2	41	142	2.0	193
早良区	30	1.9	38	141	1.8	144
西区	20	2.3	143	132	3.3	181

- ・「影響開始時間」：初期水位から20cm上昇する時間
- ・「最高津波到達時間」：各津波のうち、最高津波水位となるものの到達時間を採用
- ・「TPm」：東京湾平均海面を基準（TP=0m）とした高さ。
- ・朔望平均満潮位：博多港=TP+1.16mとして設定
- ・ ：最短の影響開始時間、最高津波水位及び最高津波到達時間。

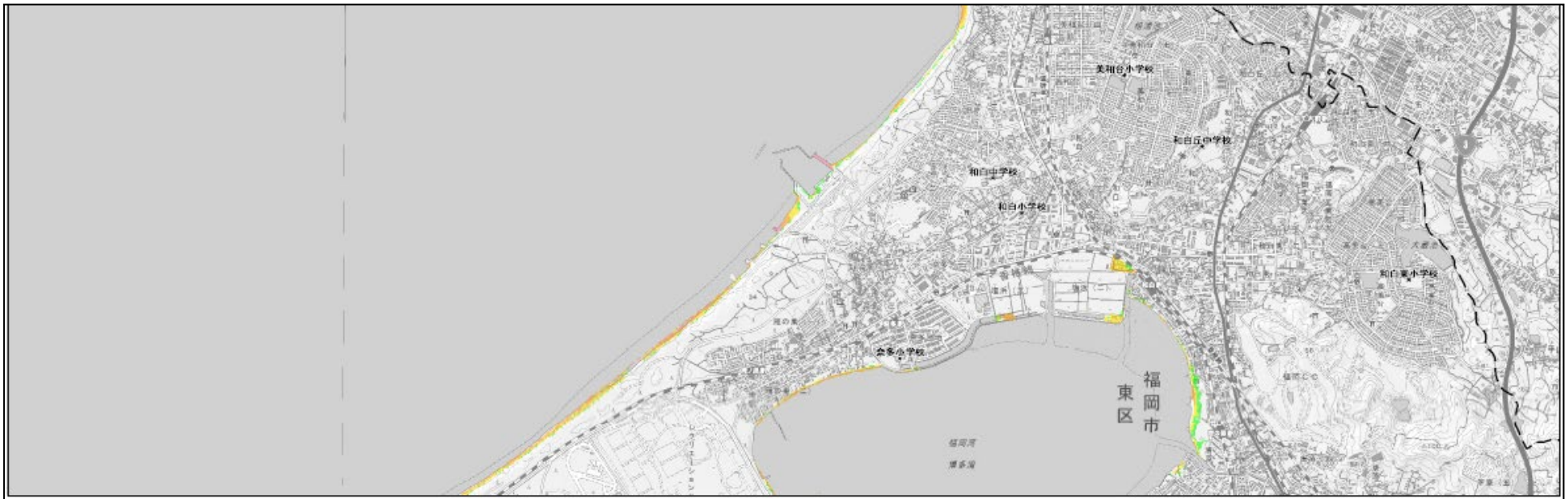
●津波浸水想定図

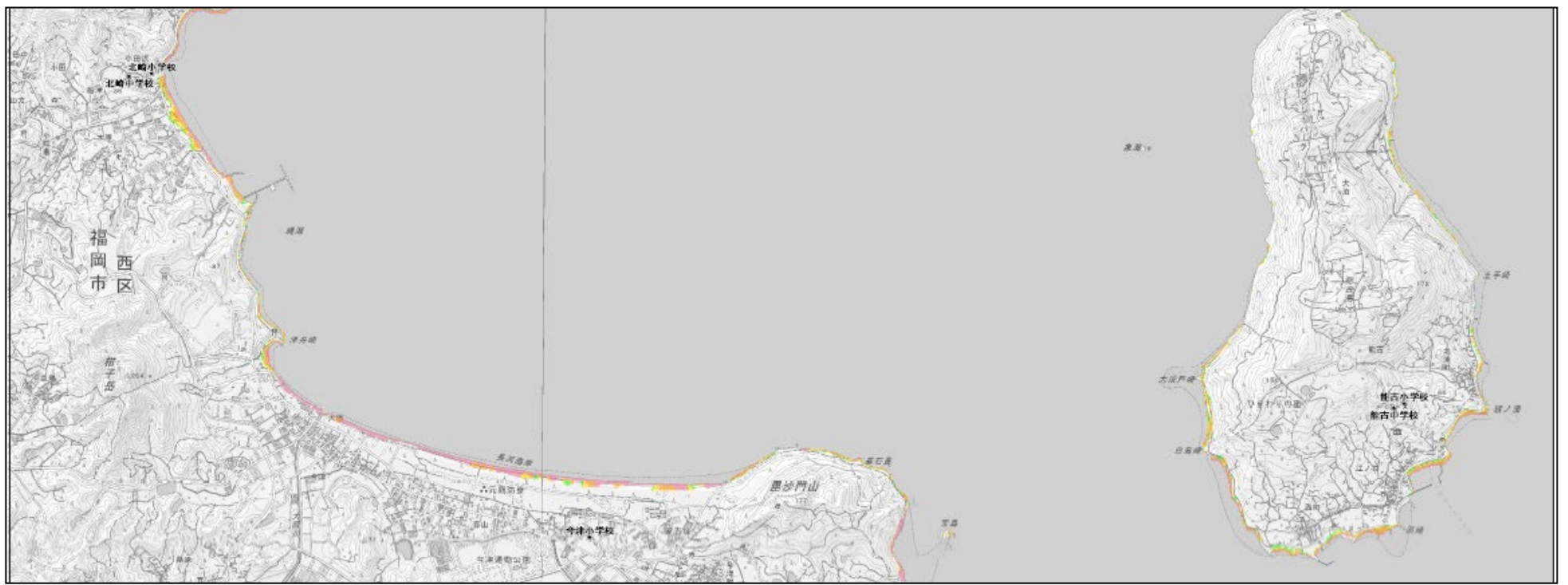


凡例 浸水深(m)			
	0.01m以上 0.3m未満		1m以上 2m未満
	0.3m以上 1.0m未満		2m以上 5m未満

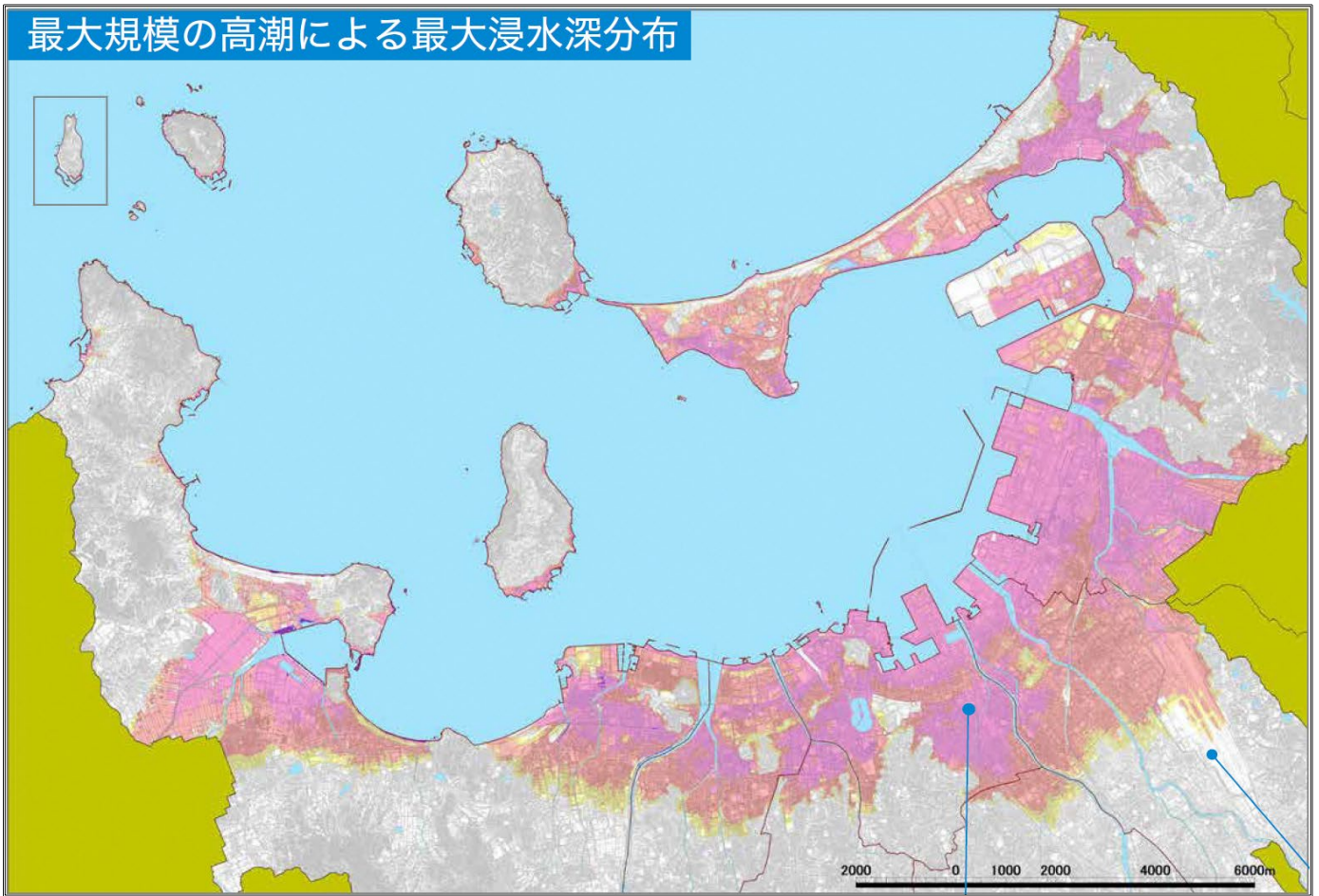


∞





●高潮浸水想定図



浸水深 (m)	
：	3.0m以上 5.0m未満
：	1.0m以上 3.0m未満
：	0.5m以上 1.0m未満
：	0.5m未満

(福岡市高潮ハザードマップより)

2.5 被害想定における発災後の被害状況時系列シナリオ（参考）

（福岡市地域防災計画より）

地震発生	災害発生期			拡大期	応急復旧期～鎮静期		～本格復旧期	
	発災概要	発生期	2～3時間後	～12時間後	1日～1週間	1週間～1ヵ月後		
冬季 夕刻 風速4m/秒 （ 警固断層帯南東部を震源とするマグニチュード7.2 震度6強）	冬の平日の午後6時ごろ、警固断層帯南東部を震源とするマグニチュード7.2規模の地震が発生。	福岡市中心部直下でマグニチュード7.2の地震が起き、マグニチュード5～6程度の余震が続く。断層沿いのしない中心部で同時的な火災が発生。ヘリテレ等の画像情報により被災状況が順次明らかになるが、夜間のため詳細の確認が出来ない状況が続く。各機関によると死者数百人、負傷者数千に達するとの模様。ライフライン等では、ガスは発災直後ほぼ全面停止、JR、地下鉄も規制措置により停止状態、バス及び高速道路等交通網では市中心部で渋滞により運行停止状態、一部トンネルで立ち往生の状況。博多駅構内、天神中央公園、大濠公園等で避難者があふれている。博多港臨港部各所で液状化が発生、フェリー等は全面休止。無線等では通信不通箇所が出ている。丘陵地等で斜面崩壊や小規模地すべり等の土砂災害が発生。	余震が頻繁に発生し、有感地震は200回以上上る。発災直後の火災が30箇所以上に及び、再炎、延焼の恐れがある。負傷者が病院に殺到するが、遠隔地の病院への搬送ルートが確認できない。主要幹線道路で避難、乗捨てにより各所不通となる。河川の橋梁地点が通行止め通行止め等により交通のネックとなる。避難車両と消防・救急車で渋滞に拍車がかかる。ライフライン等各社は応急対応に専念するが、夜間に入り遅れが開始される。避難所の多くが多数避難者で飽和状態になり始める。	被害集計は拡大している。出火は鎮火したが一部地域で再炎する。マグニチュード5～6程度の余震が続いている。道路、鉄道、ライフライン等において、順次応急復旧が始まる。ほとんどの避難所が飽和状態であり、新たな避難所の確保が必要。エレベータ閉じ込め者が救出され始める。災害用伝言ダイヤル171の利用者が多い。各医療機関は一部診療不能となり、開設診療所は過飽和状態となる。一部重傷者は他県へのヘリ搬送が始まる。	余震回数は徐々に減少しているが、5日目の朝に震度6弱の最大余震が発生。中高層マンションで剥離や亀裂が拡大し、再度応急危険度判定が必要となる。火災は2日目にはほぼ鎮火し、負傷者の救出、救助作業はほぼ終了。被害概要がほぼ固まってくる。各医療機関では、震災後のケアを含む医療活動が繁忙となってくる。避難所が新たに開設されるなど避難者への対応がすすむ。各所ライフライン等の本格復旧が開始される。生活必需品等の調達、運搬は、以前続く交通渋滞で依然滞っている。周辺港への物資陸揚げは順調に進んでいる。	余震回数及び規模が徐々に減少してくる。避難者数は数万人になったが、帰宅したり他県への転出するものが出てきたが、依然多数の避難者が避難所生活を続けている。仮設住宅の建設が始まる。食料も電気、水道、ガスの復旧にとまじり行き渡る。生活物資も定期的に供給される。ライフライン等の本格復旧がピークとなる。被害調査が進み、公共施設の復旧対策工事が始まる。		
	市内の街路、交通機関では、退社時を迎え人が多く各家庭では夕食の準備で火気を使っている。震源は福岡市中心部のほぼ直下数キロ。震度は6強が観測された。市内西区から東区湾岸各所や那珂川、室見川沿いにおいて、液状化による噴砂、地盤流動が発生した。建物炎上出火が警固断層沿いに30箇所以上発生した。市内東区、南区、城南区の丘陵地帯で複数の土砂災害が発生した。	救出活動	建物倒壊等により救出が必要となった住民が、数千名であることが警察、消防等の現地調査で判明した。	夜半までに大半が救助されたが、人口密集地等では救出活動が続いている。	2日目で救出救助者はほぼ救出された。			
	避難	全壊、大破建物等が市内に多数発生。市内中心部公園等に数万人以上のよう避難者が集結。	多くの被災者が被災地外への徒歩移動などで減少したが、依然として多くの避難者が避難所に残っている。依然として1万人以上避難所などに残っている。	県外や親戚宅に移った避難者もいるが、依然数千名以上の避難者が滞留している。				
	医療機関	各医療機関では緊急的な救護体制の構築を始めるが、被害の全容がつかめない状況である。	各機関からの情報で要後方医療搬送者が数百人以上と想定され、活動可能な医療機関が受け入れを開始する。ヘリ搬送の患者受け入れ態勢が整う。医薬品調達が行われる。	緊急医療救護はほぼ解消される。				
	火災	警固断層沿いの約30箇所、一般火気、電熱器具、化学薬品等から出火。	消し止められなかった火が北風にあおられ、一部地域で延焼が拡大する。	2日目で延焼火災がほぼ全面鎮火する。				
	上水道	埋設管路が、液状化による地盤流動、噴砂のため各所で折損、破裂、継手離脱が起こる。給水不能箇所は市内全域。	市内で断水が発生、断水地域への応急給水が必要。管路が破損した箇所から一部道路への浸水が続く。	応急復旧作業により、徐々に断水状況が改善されるが、1週間目ではまだ相当数の断水世帯が存在する。				
	下水道	地震動、液状化等による不等沈下、亀裂により損傷が各所で発生。液状化によりマンホールが浮き上がり、付近で噴砂が生じている。	排水困難な地域が一部地域で発生する。	応急復旧作業により徐々に状況が改善される。				
	電力	地震動、液状化現象による電柱の傾斜及び断線等により市中心部をはじめ全市で停電が発生。市中心部では復旧が遅れる。夜間のため確認作業に時間を要する。電気の復旧時間は比較的早い。	被災地への問合せ、見舞い等による通信の輻輳が発生する。	1週間程度は電話がかけにくい状態が続く。一般電話から通話できない地域が一部に発生。				
	都市ガス	地震動及び液状化によって管の折損、継手の離脱等により中低圧導管の被害が発生。	ガス漏れ通報が多数寄せられる。ガス供給が停止される地域が多数におよぶ。	応急復旧作業により徐々にガス供給停止状況が改善される。				
	電話通話	地震動、液状化等により、電柱、ケーブル等の局外設備の被害が多発する。携帯電話やインターネットは、回線が飽和状態となりかかりにくくなっている。						
避難者推移	広域避難場所をはじめ各所に4万名以上が避難			公園その他に数百名滞留	避難所へ誘導			
避難所滞在者数推移	-			1万名以上	数千名	仮設住宅建設後急減		

3 港湾機能の回復目標

博多港では、地震等災害発生時における救援物資の受け入れ及び資材・機材搬入施設として、港湾・漁港管理者が管理する港湾・漁港施設（主として係留施設、荷さばき施設、荷役機械施設等）を海上輸送の中核的な基地として確保するため、港湾・漁港管理者は速やかに被害状況を把握し、被害を受けた施設を復旧することとしている。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は以下の①～④のとおりとし、博多港全体の港湾機能については、応急復旧・暫定利用により機能回復を図りつつ、順次本格復旧を行い速やかな機能回復していくものとする。

- ①地震等災害時の海上輸送の中核的な基地となる係留施設及び荷さばき施設で荷役に重大な支障を与えているもの。
- ②臨港交通施設の損壊により、海上輸送基地へのアクセスが不可能又は著しく困難なもの。
- ③水路（航路）の水深に異常をきたし、船舶の航行に重大な影響を与えているもの。
- ④外郭施設の損壊で、これを放置すると、著しい被害を生じるおそれのあるもの。

上記を踏まえ、博多港における重要機能の活動目標を次の（１）～（５）のように設定する。

（１）緊急物資輸送受入対応

緊急物資輸送の機能回復目標については、自主的及び公的物資の備蓄量が３日分と想定されることから、海上輸送での緊急物資の受け入れを早期に開始することを目標とする。

そのため、復旧状況に合わせた航路・泊地等の啓開が重要となる。

なお、緊急物資輸送受入岸壁は、岸壁等の被害状況に応じて決定していくことになるが、被災時に使用できる可能性が最も高い耐震強化岸壁を前提とする。

時 期	内 容
発災後３日以内	耐震強化岸壁の応急復旧 耐震強化岸壁までの最低限の海上輸送ルートの確保 耐震強化岸壁までの最低限の陸上輸送ルートの確保
発災後３日以降	※被害状況を踏まえて輸送ルートの拡充を実施 耐震強化岸壁以外の岸壁の応急復旧 耐震強化岸壁以外の岸壁までの最低限の海上輸送ルートの確保 耐震強化岸壁以外の岸壁までの最低限の陸上輸送ルートの確保

（２）油槽所対応

中央区荒津地区及び東区西戸崎地区に油槽所が存在し、石油製品などを取り扱う備蓄基地であり、福岡市域内はもとより広域に届けられている。石油製品などは市民生活や物資輸送などに欠かせない資源であることから、備蓄基地の復旧状況に合わせた航路啓開が重要となる。

なお、流出油については、「福岡地区排出油等防除協議会」の枠組みとする。

時 期	内 容
発災後３日以内 ※復旧状況による	護岸の応急復旧 油槽所までの最低限の海上輸送ルートの確保 油槽所までの最低限の陸上輸送ルートの確保

(3) 市営渡船対応

市営渡船事業については、志賀島や能古島、玄界島及び小呂島への離島に人や生活物資等が運ばれている重要な事業であることから、早期に機能回復を開始することを目標とする。

また、復旧状況に合わせた航路・泊地等の啓開が重要となる。

時 期	内 容
発災後 3 日以内 ※被災程度状況による	博多港内及び離島での最低限の着岸施設を確保 渡船場までの最低限の海上輸送ルートの確保 渡船場までの最低限の陸上輸送ルートの確保

(4) 国際海上コンテナ輸送対応

国際海上コンテナ輸送の機能回復目標については、アイランドシティコンテナターミナルの 1 バースは耐震強化岸壁であり緊急物資輸送で利用が想定されるため、緊急物資の受け入れと並行しながら国際海上コンテナ輸送を早期に開始することを目標とする。

また、復旧状況に合わせた航路・泊地等の啓開が重要となる。

時 期	内 容
発災後 7 日以内	耐震強化岸壁以外の岸壁の応急復旧 耐震強化岸壁以外の岸壁までの最低限の海上輸送ルートの確保 耐震強化岸壁以外の岸壁までの最低限の陸上輸送ルートの確保

(5) 上記以外の施設

岸壁、背後荷さばき地及び周辺の臨港道路等の被害状況や損傷の程度等を踏まえ、復旧箇所を決定していくこととする。

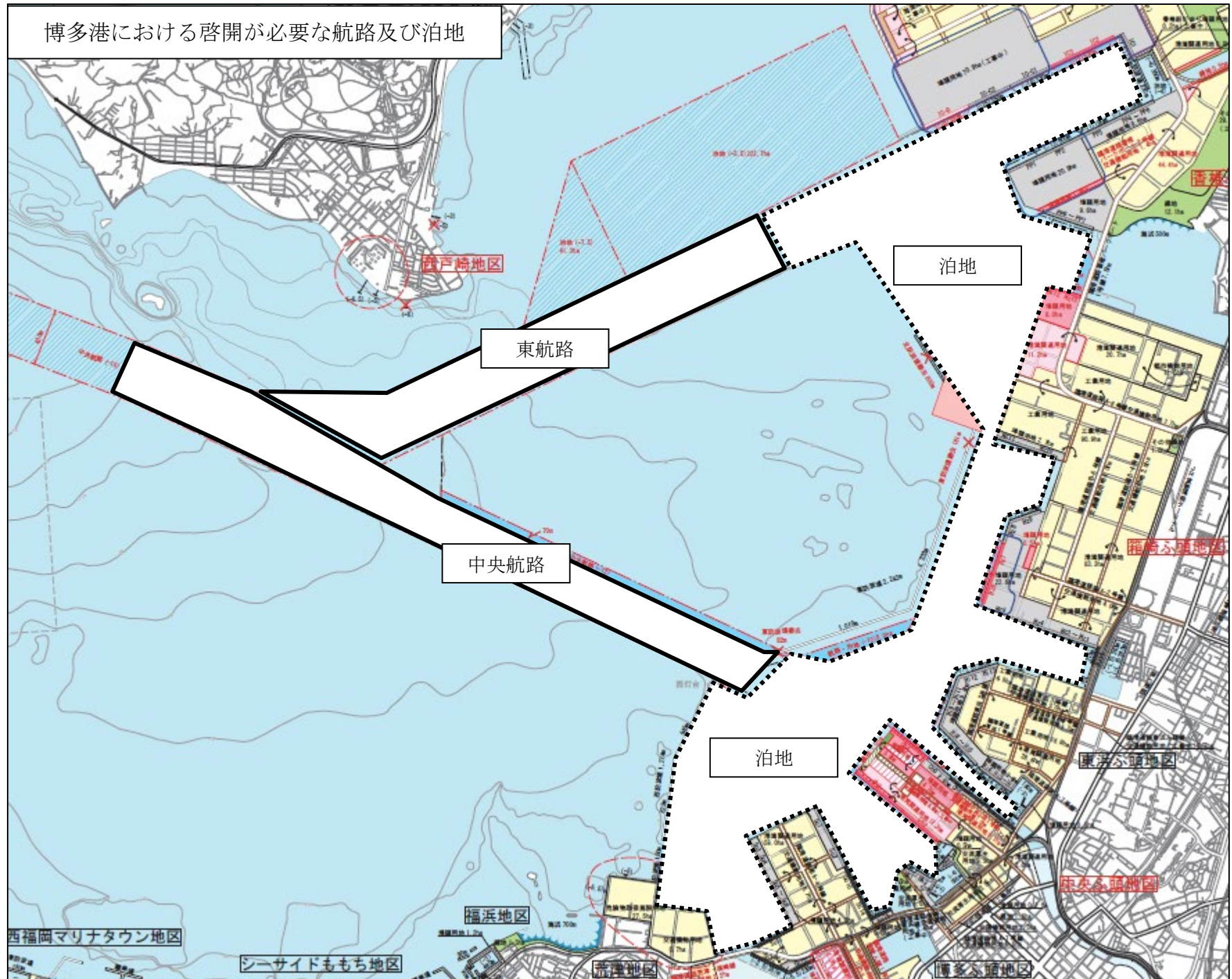
(6) 流出油初動対応

沈船等から発生した流出油は、原則、原因者対応であるが、対応の遅れや放置により湾内における船舶の航行や、漁業資源等への被害が懸念される規模の流出油災害で、流出油量や性状、拡散状況及び流出箇所の周辺環境等を総合的に勘案し、港湾管理者として防除作業を行うことが不可欠と判断される場合は、「流出油防除マニュアル（平成 30 年 3 月改訂）」に基づき対応を行う。

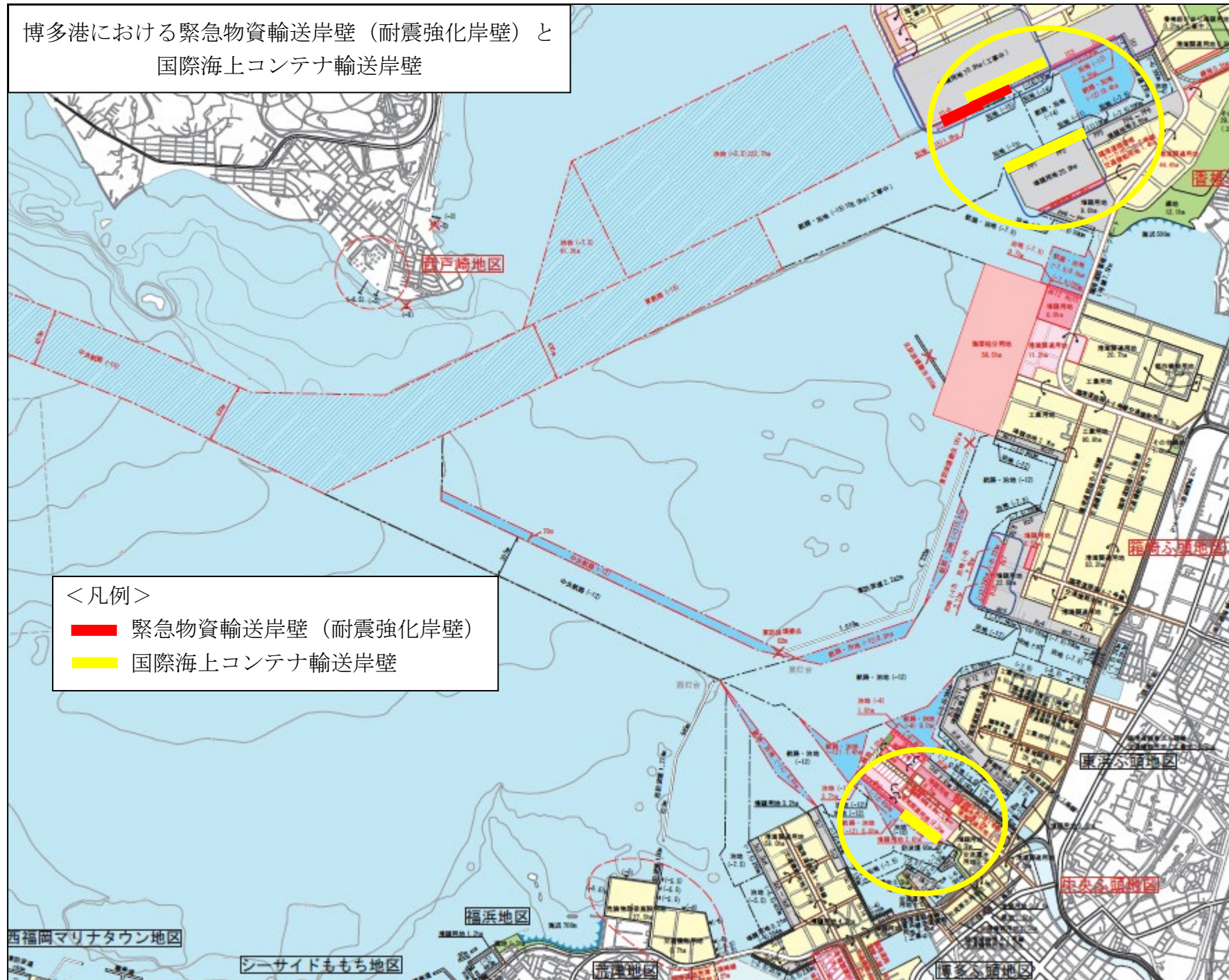
(7) 航路・泊地等啓開

別途、『航路・泊地等啓開要領』に基づき対応する。

博多港における啓開が必要な航路及び泊地





博多港における緊急物資輸送岸壁（耐震強化岸壁）と
国際海上コンテナ輸送岸壁

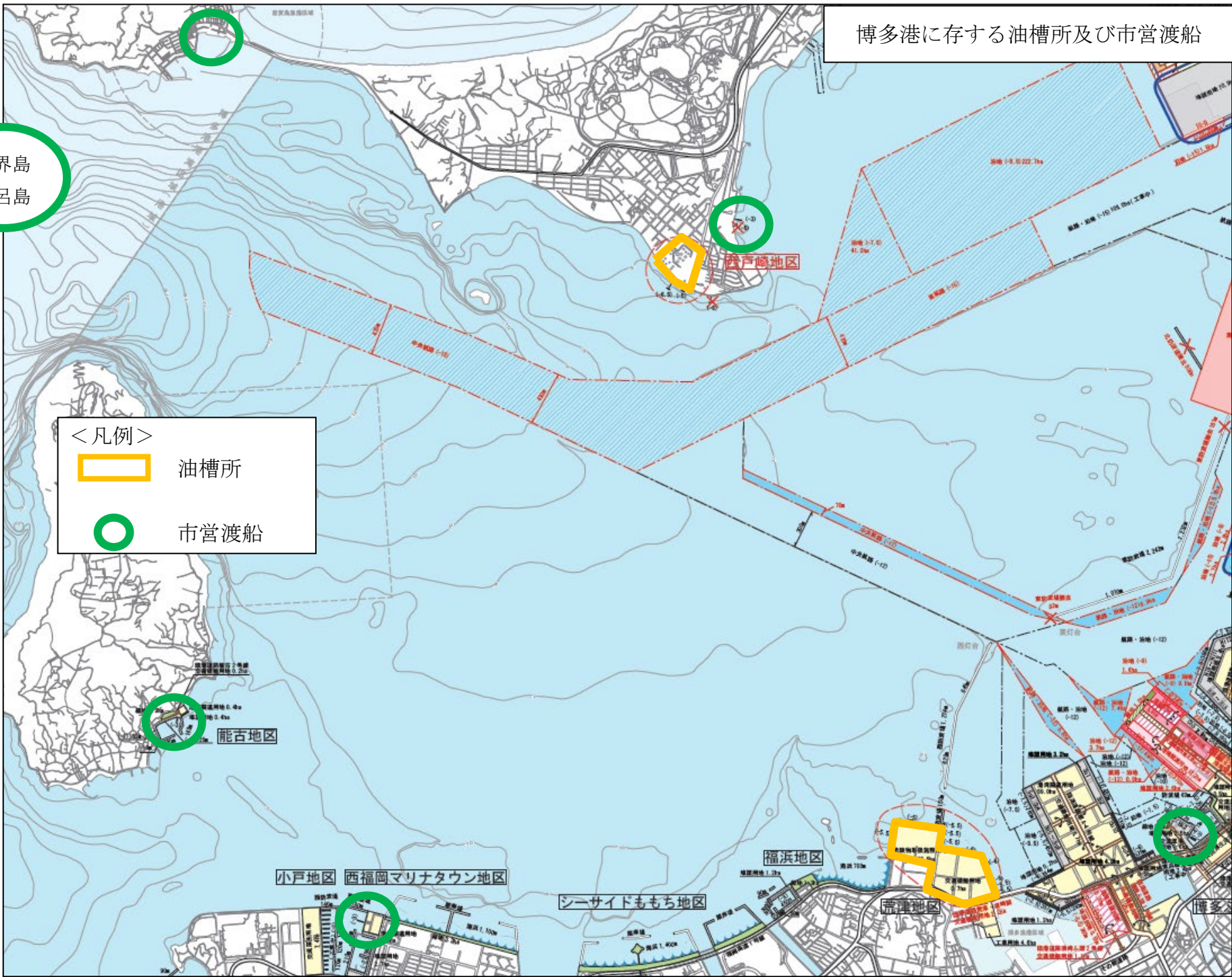


博多港に存する油槽所及び市営渡船

玄界島
小呂島

<凡例>

-  油槽所
-  市営渡船



博多港における啓開が必要な道路

福岡市地域防災計画で位置づけている緊急輸送道路ネットワーク及び博多港における重要機能への対応に伴う、早期に啓開が必要な道路を図示する。

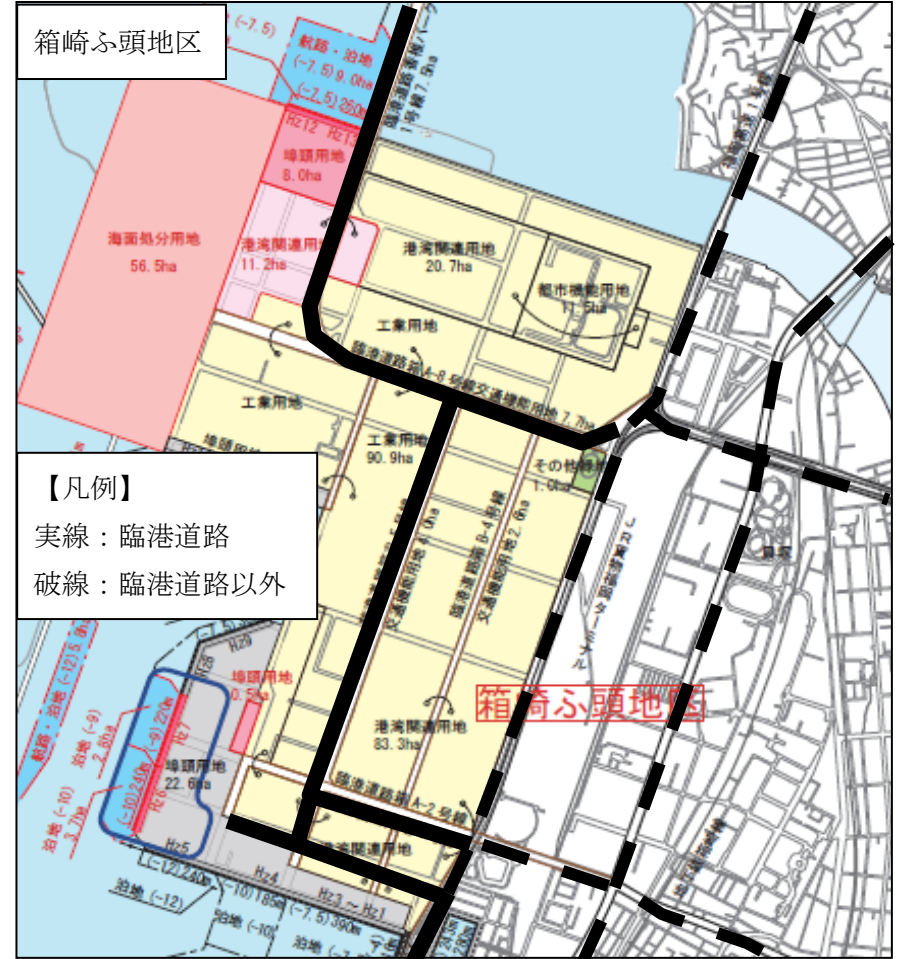
また、早期啓開と位置付けられていない臨港道路についても、各ふ頭の港湾施設の損傷程度や緊急物資輸送受入岸壁の拡充を踏まえながら、順次対応していく。

なお、道路啓開の実施機関は以下のとおりである。

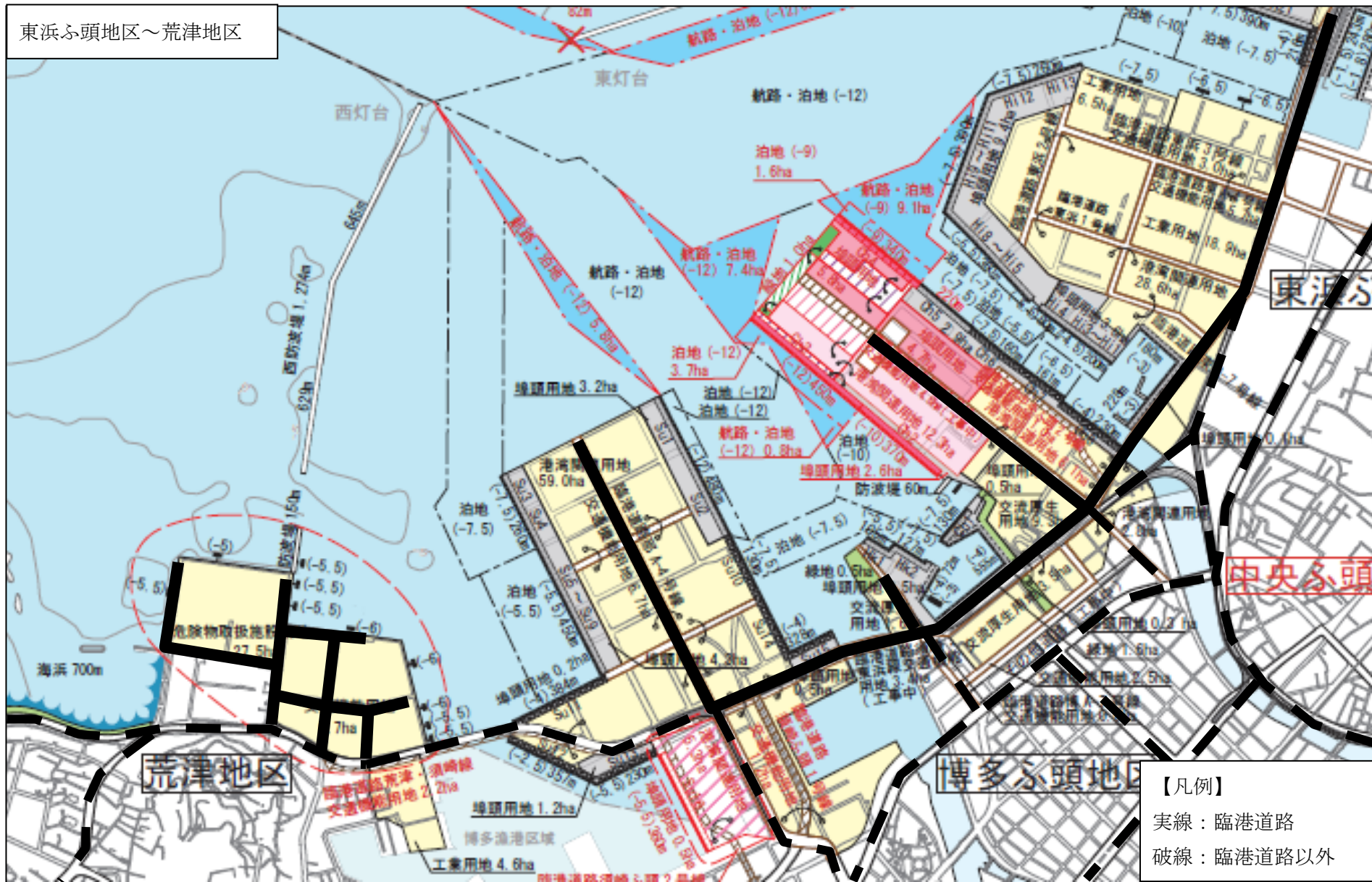
- ・ 福岡市港湾空港局 : 臨港道路
- ・ 国土交通省 : 一般国道
- ・ 福岡市道路下水道局、各区役所 : 主要地方道、県道、市道
- ・ 福岡北九州高速道路公社 : 福岡都市高速道路

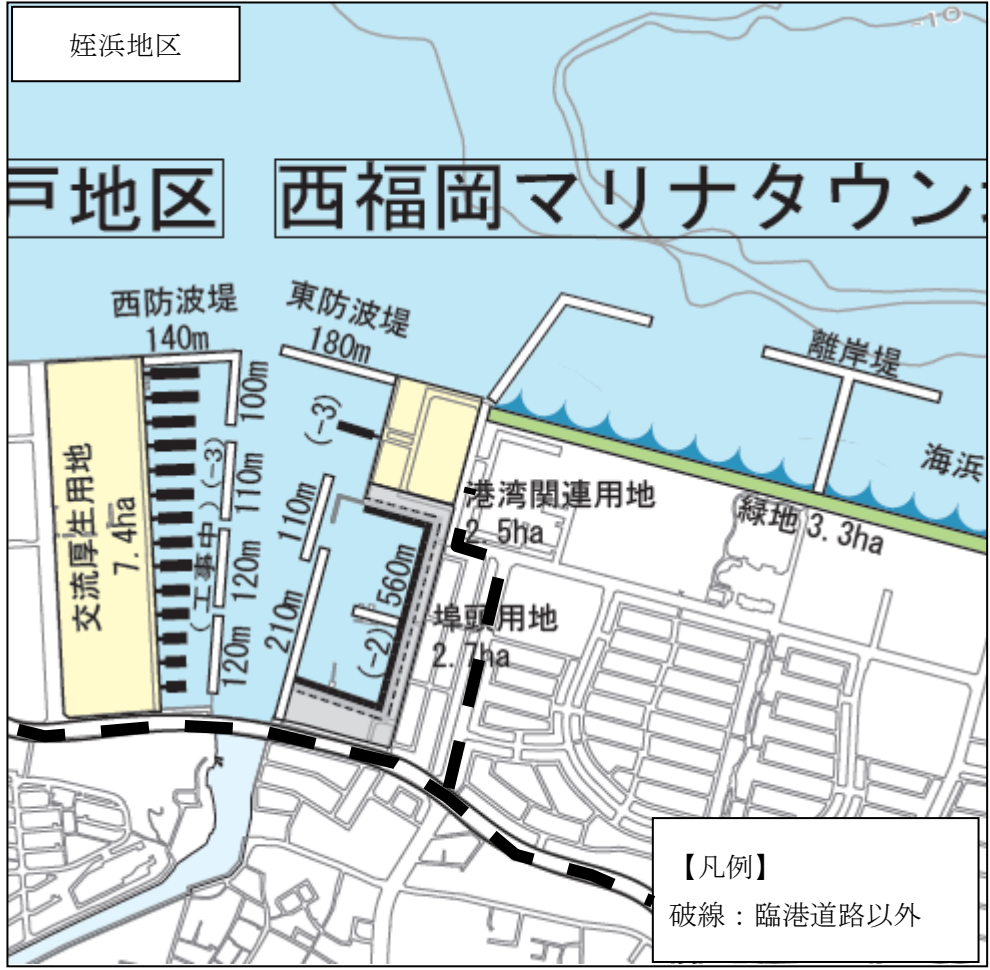
緊急輸送道路ネットワーク





東浜ふ頭地区～荒津地区



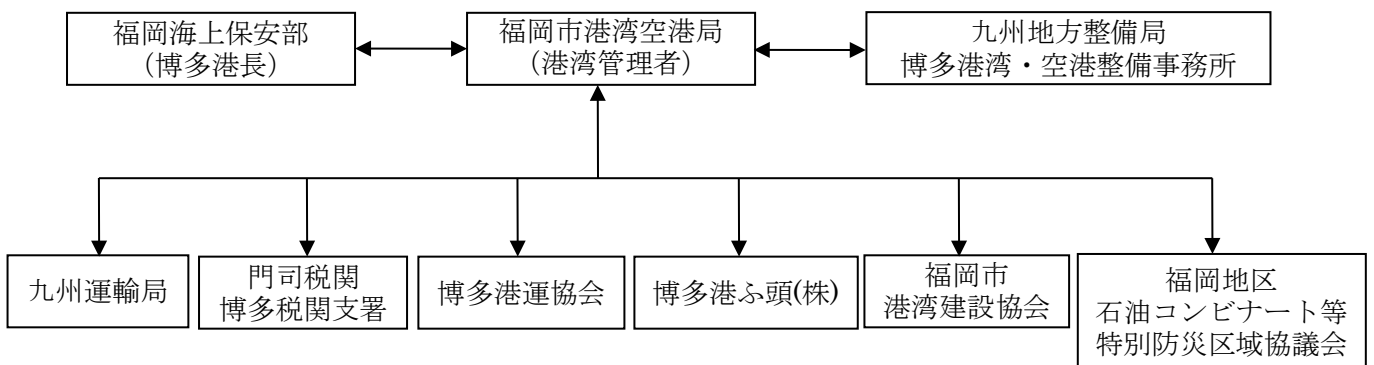


4 実施体制

博多港BCPについて、行動計画、事前対策、教育・訓練をPDCAの手法による継続的な「見直し・改善」を行う組織として、港湾関係者による協議会を設置し、継続的に取り組むこととする。協議会の構成を下表とし、緊急連絡網は別紙とする。

組織名	
関係団体	博多港運協会
	福岡地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会
	福岡市港湾建設協会
	博多港ふ頭株式会社
行政機関	九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所
	福岡海上保安部
	九州運輸局 海上安全環境部
	門司税関博多税関支署
事務局	福岡市港湾空港局

緊急連絡網体系図



5 行動計画

(1) 初動時対応

博多港において、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は津波により市域全体に甚大な被害が発生した場合、協議会の構成員は、各自の組織において、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、可能な範囲で二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、各自組織の被害状況などについて、使用可能な通信手段（固定電話、携帯電話、メール、FAX等）を用いて、緊急連絡網により事務局（福岡市港湾空港局）に報告する。

■安否確認

各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

■通信等設備の確保

各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合においては、近隣の事業者の設備を一時的に利用させてもらうなど、可能な代替措置を講じる。

■被害状況の確認

各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

■二次災害の防止

各自の組織において、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防及び港湾管理者と連携しつつ、在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供するものとする。

■事務局への連絡

協議会の構成員は、上記の項目（安否確認を除く）について、事務局に連絡する。

各組織は参集・体制設置後、各々の所管する施設等の点検を行い、必要な復旧活動を順次実施するものとする。施設点検については、発災後3日以内に実施することを目標とする。

ただし、「緊急物資輸送受入対応」、「油槽所対応」、「国際海上コンテナ輸送対応」、「市営渡船対応」については、港湾機能の回復目標とする。

(2) 緊急物資輸送受入対応（耐震強化岸壁）

◆業務体制及び被害状況の確認（発災後24時間以内）

実施主体	内容
協議会構成員	<ul style="list-style-type: none"> 各組織で業務の執行体制の確認 各組織の施設点検を実施
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> 博多港ふ頭株式会社に施設点検を要請 福岡海上保安部等に水域施設等の被害状況確認 ※航路啓開が必要な場合、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所及び福岡海上保安部と協働 各ふ頭内の施設点検
博多港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 国有港湾施設の点検
博多港ふ頭株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 各ふ頭内の施設点検

◆施設の点検終了後

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> 水域施設で船舶航行に支障となる障害物があった場合、港湾建設協会に除去を要請 博多港湾・空港整備事務所、福岡海上保安部、博多港ふ頭株式会社と協議し、使用可否を判断 博多港湾・空港整備事務所、福岡海上保安部、博多港ふ頭株式会社、港湾建設協会と協議し、応急復旧方策を検討
協議会構成員	<ul style="list-style-type: none"> 各組織の施設応急復旧方法を検討

◆被害状況の点検終了後（発災後3日以内）

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> 港湾建設協会に応急復旧を要請
福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所 九州運輸局 福岡海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資輸送船の情報収集 ※輸送船のスペック（全長、喫水）、緊急物資の荷姿（コンテナ又はばらもの）、物資量及び荷役作業体制
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資輸送船の荷役作業体制確認後、状況に応じて緊急物資輸送船の荷役作業を港運協会に要請
港湾建設協会	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧を実施
福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施
福岡海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助を優先しつつ、状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施
協議会構成員	<ul style="list-style-type: none"> 各組織の施設応急復旧方法を実施

■複数の施設が使用可能な場合

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> 輸送船のスペックなどを確認後、利用岸壁を選定 利用岸壁選定後、博多港湾・空港整備事務所、九州運輸局、福岡海上保安部、博多港ふ頭株式会社に情報提供

※緊急物資が海外から直接博多港に仕向けられる場合、博多税関にも情報提供

<緊急物資輸送受入対応>

初動時対応が概ね終了した段階で、以下を基本として、会員間で連携をとりつつ、迅速に緊急物資輸送対応に移行する。

博多港の緊急物資輸送受入の基本的な役割分担

					関係主体								
		福岡市 港湾 空港局	博多港 湾・空港 整備事務 所	福岡 海上 保安部	九州 運輸局	港運 協会	港湾建設 協会	博多港 ふ頭(株)	特別防災 区域協議 会				
業務体制		業務体制の確認			○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検への協力要請			○	○				○	○		
		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否の判断)			○	○	○				○		
		港湾施設(荷役機械)の被災状況の点検(使用可否の判断)			○						○		
		水域の被害状況の把握			○	○	○						
応急復旧活動		水域啓開・障害物除去等の要請			○	○	○				○		
		水域啓開の実施			○	○				○			
		海底沈下物の有無及び水深確保状況確認			○	○	○						
		港湾施設の応急復旧方策の決定			○	○							
		港湾施設の応急復旧要請			○	○					○		
		港湾施設の応急復旧実施								○			
緊急物資輸送船の受け入れ等		利用岸壁の選定			○	○	○	○			○		
		荷役体制の構築・要請			○			○		○			
		荷役実施								○			

→ 関係機関への要請・連絡

(3) 油槽所対応

◆業務体制及び被害状況の確認（発災後24時間以内）

実施主体	内容
福岡地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の執行体制の確認 ・組織の施設点検を実施 ・可能な範囲で周囲の護岸被害状況を確認 ・確認後、速やかに事務局に報告
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡海上保安部等に水域施設等の被害状況確認 ※航路啓開が必要な場合、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所及び福岡海上保安部と協働 ・荒津地区の護岸施設点検
博多港ふ頭株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・西戸崎地区の護岸施設点検

◆施設の点検終了後

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設で船舶航行に支障となる障害物があった場合、港湾建設協会に除去を要請 ・福岡海上保安部と協議し、使用可否を判断 ・福岡海上保安部、港湾建設協会と協議し、応急復旧方策を検討
福岡地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設応急復旧方法を検討 ・代替輸送の検討

◆被害状況の点検終了後（発災後3日以内）

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾建設協会に応急復旧を要請
港湾建設協会	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧を実施
福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施
福岡海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を優先しつつ、状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施

※流出油については、「福岡地区排出油等防除協議会」の枠組みとする。

<油槽所対応>

緊急物資輸送対応と並行し、以下を基本として、会員間で連携をとりつつ、迅速に油槽所対応を実施する。

博多港の油槽所対応の基本的な役割分担

26

	初動 24h	応急復旧 48h	油槽所対応 72h	関係主体					
				福岡市 港湾 空港局	博多港 湾・空港 整備事務 所	福岡 海上 保安部	港湾建設 協会	博多港 ふ頭(株)	特別防災 区域協議 会
業務体制	業務体制の確認			○	○	○	○	○	○
施設の被災状況の点検等	港湾施設(護岸)の被災状況の点検への協力要請			○			○	○	
	港湾施設(護岸)の被災状況の点検(使用可否の判断)			○		○			
	水域の被害状況の把握			○	○	○			
応急復旧活動	水域啓開・障害物除去等の要請			○	○	○	○		
	水域啓開の実施			○	○		○		
	海底沈下物の有無及び水深確保状況確認			○	○	○			
	港湾施設の応急復旧方針の決定			○		○	○		
	港湾施設の応急復旧要請			○			○		
	港湾施設の応急復旧実施						○		
代替輸送	代替輸送の構築・検討								○

→ 関係機関への要請・連絡

※流出油については、「福岡地区排出油等防除協議会」の枠組みとする。

(4) 市営渡船対応

◆業務体制及び被害状況の確認（発災後 2 4 時間以内）

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡海上保安部等に水域施設等の被害状況確認 ※航路啓開が必要な場合、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所及び福岡海上保安部と協働 ・渡船場内の施設点検 ・水域施設で船舶航行に支障となる障害物があった場合、港湾建設協会に除去を要請 ・福岡海上保安部と協議し、使用可否を判断 ・福岡海上保安部、港湾建設協会と協議し、応急復旧方策を検討

◆被害状況の点検終了後（発災後 3 日以内）

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	・港湾建設協会に応急復旧を要請
港湾建設協会	・応急復旧を実施
福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所	・状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施
福岡海上保安部	・人命救助を優先しつつ、状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施

<市営渡船対応>

緊急物資輸送対応と並行し、以下を基本として、会員間で連携をとりつつ、迅速に市営渡船対応を実施する。

市営渡船事業の基本的な役割分担

		初動			応急復旧			市営渡船対応			関係主体			
		24h			48h			72h			福岡市 港湾 空港局	博多港 湾・空港 整備事務 所	福岡 海上 保安部	港湾建設 協会
業務体制		業務体制の確認									○	○	○	○
施設の被災状況の点検等		浮棧橋、護岸等の被災状況の点検への協力要請									○			○
		航路、浮棧橋、護岸等の被災状況の点検(使用可否の判断)									○	○	○	
		水域の被害状況の把握									○	○	○	
応急復旧活動		水域啓開・障害物除去等の要請									○	○	○	○
		水域啓開の実施									○	○		○
		海底沈下物の有無及び水深確保状況確認									○	○	○	
		港湾施設の応急復旧方策の決定									○		○	
		港湾施設の応急復旧要請									○			○
	港湾施設の応急復旧実施												○	

→ 関係機関への要請・連絡

(5) 国際海上コンテナ輸送対応

◆業務体制及び被害状況の確認（発災後 24 時間以内）

実施主体	内容
協議会構成員	・各組織で業務の執行体制の確認
福岡市港湾空港局	・福岡海上保安部等に水域施設の被害状況確認 ※航路啓開が必要な場合、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所及び福岡海上保安部と協働 ・中央ふ頭の施設点検
博多港湾・空港整備事務所	・国有港湾施設の点検
博多港ふ頭株式会社	・コンテナターミナルの施設点検

◆施設の点検終了後（発災後 7 日以内）

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	・水域施設で船舶航行に支障となる障害物があった場合、港湾建設協会に除去を要請 ・博多港湾・空港整備事務所、福岡海上保安部、博多港ふ頭株式会社と協議し、使用可否を判断 ※対象施設；水域施設、係留施設、保管施設 ・博多港湾・空港整備事務所、福岡海上保安部、博多港ふ頭株式会社、港湾建設協会と協議し、応急復旧方策を検討 ※対象施設：水域施設、係留施設、保管施設、 ・博多港ふ頭株式会社、クレーンメーカー等と協議し、応急復旧方策を検討 ※対象施設：荷役機械（ガントリークレーン）
博多港ふ頭株式会社	・クレーンメーカー等と協議し、応急復旧方策を検討 ※対象施設：荷役機械（ストラドルキャリア、トランスファクレーン）
福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所	・状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施
福岡海上保安部	・人命救助を優先しつつ、状況に応じて、所有船舶等により海底沈下物の有無及び水深確認を実施
港湾建設協会 クレーンメーカー等	・応急復旧を実施

■一方のターミナル施設が使用可能な場合

実施主体	内容
博多港ふ頭株式会社 港運協会 (博多港コンテナターミナルオペレーター会)	・香椎及び IC コンテナターミナル相互での代替輸送の検討 ・代替輸送が可能と判断された場合、5(2)の荷役作業体制確認後、博多港コンテナターミナルオペレーター会と連絡・調整のうえ、コンテナのシフト等の準備し、荷役体制を構築

<国際海上コンテナ輸送対応>

緊急物資輸送対応と並行し、以下を基本として、会員間で連携をとりつつ、迅速に国際海上コンテナ輸送対応を実施する。

博多港の国際海上コンテナ輸送の基本的な役割分担

											関係主体								
	初動		応急復旧					代替輸送			福岡市 港湾 空港局	博多 税関	博多港 湾・空港 整備事務 所	福岡 海上 保安部	九州 運輸局	港運 協会	港湾建設 協会	博多港 ふ頭(株)	
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	1M											
業務体制	業務体制の確認									○	○	○	○	○	○	○	○		
施設の被災状況の点検等		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検への協力要請								○		○					○	○	
		港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検(使用可否の判断)								○		○	○					○	
		港湾施設(荷役機械)の被災状況の点検(使用可否の判断)								○				○				○	
応急復旧活動		水域啓開・障害物除去等の要請								○		○	○				○		
		水域啓開の実施								○		○					○		
		海底沈下物の有無及び水深確保状況確認								○		○	○						
		応急復旧方策の決定								○		○	○					○	○
		応急復旧要請								○		○						○	○
代替輸送		代替輸送に係る施設の選定								○			○	○	○			○	
		代替輸送における受け入れ準備								○	○		○	○	○			○	
		代替輸送の実施												○					
荷役体制の構築		荷役体制の構築								○							○		

→ 関係機関への要請・連絡

(6) 情報発信

構成員は自施設の被害状況や復旧状況の見通しなどの情報を事務局に報告する。

事務局は、これらの情報を集約し、構成員との情報共有に努める。

なお、状況に応じて、随時更新していくものとする。

◆情報発信方法

実施主体	情報発信方法
福岡市港湾空港局 (福岡市災害対策本部)	・博多港ホームページ (報道機関)

※各行政機関は、各自のホームページにリンクを張るよう努める。

◆情報発信内容

実施主体	内容
福岡市港湾空港局	・施設利用可否 ・施設利用の見通し(再開日) ・港則法第39条の規定に基づく、航泊禁止区域等 ・喫水制限等船舶航行にかかる注意事項

(7) フェーズ別高潮・暴風対応計画（参考）

博多港フェーズ別高潮・暴風対応計画

- フェーズ別高潮・暴風対応計画（以下、「対応計画」という。）は、関係者が迅速かつ円滑な防災行動を効果的・効率的に行うための判断の参考として活用するツールである。
- 本対応計画は、警報級の台風等の接近により想定される標準的な防災行動項目を列記したものである。
- 一方で、関係者は、台風等の状況によって時間軸や災害外力が変化するという認識の下、台風等の進路・強さ・速度等個々の気象状況や接近時間帯、高潮浸水の発生の可能性の有無、港内の活動状況等を総合的に勘案し、その都度、防災行動の内容や実施のタイミングについて各実施主体が責任を持って判断し、柔軟に対応する必要がある。
- 本対応計画は、現時点までの検討結果を取りまとめたものであり、今後の訓練等の実施のほか、実際の台風来襲時に対応計画が十分に機能していたかを検証し、その結果に基づき、必要に応じて見直しを行うこと等により、適宜改善を図ることとする。

防災情報(※1)	フェーズ	時間目安(※2)	情報収集	体制	事前対策等	国・港湾関係者等への対応等
・台風発生 (警報級の可能性)	フェーズ① 準備・実施段階	-120h (5日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・浸水規模の想定 (随時、上記行動を実施)	・体制の構築・確認 ・災害対応人員の確認(夜間の 参集行動確認含む)	・入出港在港船管理	・事前対策準備の注意喚起(※3)
		-96h (4日前)			・工事受注者への対策準備指示(※4)	
		-72h (3日前)			・災害時使用資機材の作動確認	
		-48h (2日前)			・工事受注者への対策実施指示	
・強風(高潮)注意報発表 ・避難準備勧告発出(港長)※5 ・避難勧告発出(港長) (港外退避)※5	フェーズ② 完了段階	-24h (1日前) ~ -12h (半日前)	・情報収集体制確立 ・防災担当職員の待機・参集指示 ・関係機関の担当職員の確認	・工事受注者への対策状況の確認(巡視等) ・工事受注者へ作業船の退避予定場所への退避準備指示(避難準備勧告発出後)(※5)	・事前対策実施状況の確認、情報共有 ・堤外地事業者等への避難注意情報の提供	
・各対策、退避完了の確認 ・臨港道路通行止め	・工事受注者へ作業船の退避予定場所への退避指示(避難勧告発出後)(※5)	・荷役の停止状況の確認、情報共有(避難勧告発出後)(※5)				
・暴風(高潮)警報発表 ・特別警報発表	フェーズ③ 確認段階	-12h ~ -6h	暴風が吹き始める前に防災行動を完了させる			
・警報等解除 ・避難勧告及び避難準備勧告解除(港長)	台風通過後の対応	台風接近 ~高潮発生 ~台風通過 ~高潮収束	・被害状況の情報収集(カメラによる監視等) ・施設点検調査(目視)	・被害状況の調査実施、情報共有		

※1 気象庁が発表する注意報・警報の発表だけでなく、「危険度を色分けした時系列」や「府県気象情報」、その他作業に要する時間等も勘案し、各実施主体が適切に行動開始のタイミングを判断する。
 ※2 防災行動を開始する時間目安であり、強大な台風や夜間に警報級が予想されている場合などは適宜防災行動を繰り上げる(各種注意報・警報の発表や体制発令の時間目安を示すものではない)。
 ※3 コンテナの固縛・段落とし、電源設備等への土のう設置等の止水・防水対策、荷役機械等の固定措置、車両・移動式クレーン・貨物等の移動、作業船・所有船舶の係留強化・避難、非常用電源の稼働確認等(台風の規模や暴風・高潮等の事象に応じて対策が異なる場合があることに留意する)
 ※4 仮設物の固縛、建設機械の退避、作業船の係船ロープの増設等係留強化・避難等(台風の規模や暴風・高潮等の事象に応じて対策が異なる場合があることに留意する)(港湾管理者保有船も含める)
 ※5 フェーズに関わらず勧告発出後に実施(勧告の発出については、「博多港長が実施する異常気象等発生時の勧告・命令にかかる運用基準」に基づく)

6 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うための事前対策として、下表の項目に取り組むものとする。

区分	項目	対策	実施機関	
初動時の円滑化	訓練の実施	情報伝達や応急方策決定などの図上訓練等を実施する。	構成員	
	博多港BCPの反映	博多港BCPを地域防災計画に反映する。	福岡市港湾空港局	
	博多港BCPの改訂	最新の知見や訓練結果を踏まえ、港湾BCPを改訂する。	構成員	
物資輸送の円滑化	共通事項	燃料の確保	応急復旧対応に必要な燃料確保に関するマニュアルを作成する。	構成員
		資材の確保	応急復旧対応に必要な資材確保に関するマニュアルを作成する。	福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所 港湾建設協会
		船舶の確保	応急復旧対応に必要な船舶確保に関するマニュアルを作成する。	福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所 港湾建設協会
		システム	港湾EDIシステムが停電などにより使用不可となった場合に備え、入出港手続きに関する対応マニュアル等を作成する。	福岡市港湾空港局 博多港ふ頭(株)
		協定の締結	災害時の応急復旧などに係る協定を締結する。	福岡市港湾空港局 港湾建設協会
		水域啓開等にかかる体制の確立	水域啓開体制を確立する。 「博多港航路・泊地等啓開要領」を策定する。	福岡市港湾空港局 博多港湾・空港整備事務所 福岡海上保安部 港湾建設協会
	緊急物資	協定の締結	緊急物資の荷役作業に係る協定を締結する。	福岡市港湾空港局 港運協会
	国際コンテナ	被災コンテナ処理対策	被災コンテナが発生した場合、処理するための手順を確認整理する。	福岡市港湾空港局 博多港ふ頭(株) 港運協会 博多税関
		代替方策等の検討	荷役機械が被災した場合の代替方策のマニュアルを作成する。	福岡市港湾空港局 博多港ふ頭(株) 港運協会

7 教育・訓練

大規模災害発生後の港湾機能の継続を円滑にかつ確実に実施していくためには、関係者間の連携が必要不可欠である。

本計画の実効性の向上及び平常時から災害に対する意識向上を図るため、定期的（年1回程度）な訓練等を実施する。

なお、訓練内容等については、協議会の構成員で調整を図りながら実施する。

<訓練内容>

訓練の種類	概要
情報伝達訓練	情報収集伝達の流れについて、問題点等の洗い出しや実効性のある情報連絡系統の構築を図るため、関係者が参加して情報伝達を実際に行う訓練
D I G (Disaster Imagination Game) による災害図上訓練	与えられた被害状況及びそこから推測される課題に対し、考えられる対応を検討する方式の図上訓練
ロールプレイング方式による訓練	災害発生を想定し、訓練参加者がそれぞれの組織の役割を通じて被害状況への対応を模擬体験する訓練

8 見直し・改善

博多港における港湾機能の拡充、配置換えや訓練等を通じて課題の抽出を行い、PDCAサイクルの手法による本計画の継続的な見直し・改善を実施していくものとする。

また、本計画では地震及び津波の自然災害に関する計画であるが、今後、クルーズ船事故対応や感染症の蔓延対応等の計画も検討することとする。

